

令和9年度保育所(園)
認定こども園入所申込みのご案内



目　次

【1】　教育・保育給付認定……P 1

【2】　保育を受けられる時間について……P 1

【3】　申込みから入所までの流れ……P 2

【4】　入所申込みについて……P 2

【5】　事務説明会及び相談会について……P 3

【6】　入所・園等について……P 3～4

【7】　保育を必要とする事由の証明書類……P 5

【8】　利用者負担額……P 6

【9】　保育内容……P 7

【10】　保護者の方にお願いしたいこと……P 8

【11】　多様な保育サービス……P 9～10

【12】　児童の傷害保険への加入について……P 11

【13】　無償化となる保育サービス（施設等利用給付認定）…P 11

【14】　子育て支援事業について……P 12

【15】　市内民間事業者について……P 12

【16】　施設紹介……P 13～17

施設の円滑な運営について(お願い)……P 18

ご留意いただきたいこと……P 19







【お問い合わせ・発行】
子ども未来課子育て支援係
電話　0192－54－2111
（内線 255）

【１】教育・保育給付認定　～子ども子育て支援新制度～

保育所などの利用を希望する際には利用する子どもについて認定を受けていただきます。

３つの区分の認定に応じて利用施設が決まります。

認定区分	対象年齢	認定の条件	利用施設
１号認定 （教育標準時間認定）	満３歳以上	なし	幼稚園・認定こども園
２号認定 （保育認定）	満３歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園
３号認定 （保育認定）	満３歳未満		保育所・認定こども園 家庭的保育事業者

保育を必要とする事由

- □　就労（フルタイム、パート、夜間や居宅内の労働など、すべての就労）
- □　妊娠、出産（産前６週間、産後８週間　※多胎妊娠の場合は産前１４週間）
- □　保護者の病気や障がい
- □　同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
- □　災害復旧
- □　求職活動（原則継続した３ヶ月間の期限付き入所）
- □　就学（職業訓練校における職業訓練を含む）
- □　虐待やＤＶのおそれがあること
- □　育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- □　その他、上記に類する状態として市が認める場合



詳しくは、子ども・子育て支援制度ＨＰをご覧ください。

https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/sukusuku

こども家庭庁 HP



【２】保育を受けられる時間（２号・３号認定）について

２号・３号の保育認定を受ける場合、保護者の就労時間などによって、保育を受けられる時間（保育の必要量）が変わります。保育時間は原則午前８時３０分から午後４時３０分までです。

【保育の必要量に応じた認定】

区分	保護者の就労時間	施設を利用できる時間
保育標準時間	フルタイムを想定（月 120 時間以上）	**１日 11 時間**の枠の中で、保育を必要とする時間
保育短時間	パートタイムを想定(月 48 時間以上 120 時間未満)	**１日８時間**の枠の中で、保育を必要とする時間

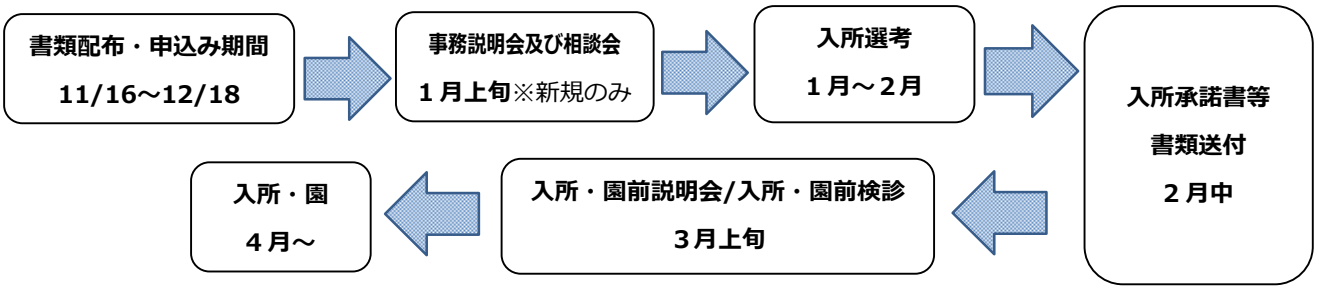
＜保育短時間の施設利用例＞

例１　９：00 に登所～16：00 に降所（７時間）　　例２　８：00 に登所～16：00 に降所（８時間）

※８時間を超えて利用する場合は、別途利用料が発生します（100 円/1 日、上限 1,000 円/1 月）。

また、８：30 以前及び 16：30 以降に利用する場合は、早朝・夕方保育の申請が必要となります。

【３】申込みから入所までの流れ



来年度の利用に向けた集中受付となるため審査に時間がかかります。
審査結果についてのお知らせは２月中の送付を予定しています。

【４】入所申込みについて

入所・園希望の方は申請書の提出をお願いします。提出書類・申込み日程は次のとおりです。

＜提出書類＞

１ 号 認 定…

① 教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）申請書兼現況届（※1）
② 個人番号（マイナンバー）申告書（※2）
③ その他必要書類（※3）

２・３号認定…

① 教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）申請書兼現況届（※1）
② 保育を必要とする事由の証明書類
③ 個人番号（マイナンバー）申告書（※2）
④ その他必要書類（※3）

※1 同居家族がいる場合は、住民票上の世帯の別に関わらず、同居者欄へ記載ください。
また、勤務先・学校名等についても明記ください。

※2 提出済みの方は必要ありません。新規申込みの方は、封筒に入れてご提出ください。

※3 世帯・児童の状況によって異なるため、**【７】や【１０】**①②をご覧のうえ書類配布時にご確認ください。

＜令和９年度一斉申込み日程＞

	日　　程	申込書類の配布・受付場所
申込期間	令和８年１１月１６日（月） ～１２月１８日（金）	配布場所：各施設・子ども未来課 受付場所：（新規入所・転園希望の方） →子ども未来課 （継続入所希望の方） →各施設
広域入所（【６】⑤参照）	希望する施設のある市区町村の日程により変動	子 ど も 未 来 課 （直接希望施設の場合あり）

＜年度途中入所の申込み＞

５月以降の入所を希望する場合でも、上記一斉申込み日程に申込みをお願いします。なお、一斉申込み日程以降も受付可能ですが、申込み締切日は原則、入所希望月の前々月の末日までとなります。ただし、必要書類の不足等により入所月がずれ込むことや、職員配置対応ができずに希望施設に入所できないことがありますので、**入所希望月から余裕を持った日程での申込み**をお願いします。

【５】事務説明会及び相談会について（１月上旬予定）

新規入所希望者および転園児童が対象となります。

第１希望施設にて実施しますので、入所希望のお子さんと一緒にご参加ください。

※対象者の方は、申込みの際に日程をお知らせします。

【６】入所・園等について

① 入所調整

施設の受入能力（保育室の広さ、配置されている保育士数）に対して、入所・園申込み者が多い場合は入所調整を行います。入所調整は申込み順、年齢、住所ではなく、**世帯の状態・就労状況などを総合的に勘案して保育を実施する必要性の高い児童を優先して入所承諾するもの**です。そのため、第２希望以降の施設に入所をお願いすることがあります。また、現在入所している施設に引き続き入所を希望する方でも、申込多数の場合は他施設への入所をお願いする場合があります。

② 入所・園辞退

入所承諾後に転出等の事情で入所を辞退される場合は、速やかに子ども未来課へご連絡ください。

③ 保育の実施期間

４月１日から翌年の３月３１日までとなります。ただし、個々の事由により保育実施期間が異なります。

④ 期限付き入所・園承諾

「**求職活動中**」の場合、保育の実施期間は入所日から**原則継続した３ヶ月間**となります。就労開始後に就労証明書を提出していただき、保育の必要性が認められた際に保育の実施期間を延長します。「**妊娠、出産**」の場合、原則産前６週間、産後８週間（多胎妊娠の場合は産前１４週間）となります。なお、産前６週間、産後８週間の基準日は母子手帳記載の出産予定日となります。

⑤ 他の市町村の施設への入所（広域入所）

市外の施設への入所申込みも可能です。入所希望施設を管轄する市区町村と協議を行うため時間を要しますので、**申込期間に関わらず早めのご相談**をお願いします。なお、入所においてその施設のある市区町村の住民が優先される場合があります。また、申請は児童の住所がある市区町村に提出することになっていますが、直接施設に申込みをお願いする場合もあります。

⑥ 入所決定後の調査・審査

勤務・家庭状況及び課税状況などについては、必要に応じ、ご家庭、勤務先、関係公簿などを調査させていただきます。また、保育に必要性が認められないと判断される場合は、入所後であっても保育の実施を解除することがあります。

⑦　退所・園、休所・園（長期欠席）

施設を退所・休所する場合は、「変更申請書兼変更届」を施設に提出してください。

⑧　その他変更

当初の申請内容（住所、氏名、世帯員、就労状況等）に変更等が発生した場合は、「変更申請書兼変更届」に必要事項を記入し、速やかに提出してください。

【7】保育を必要とする事由の証明書類

２号、３号認定の児童の入所申込みの手続きに必要な書類です。

No.	保育を必要とする事由	**証明書類（対象者）** 摘要・説明
1	就　　労	**●就労証明書（父母）** 1.　常雇、パート、内職、日雇の場合は必ず提出してください。 2.　就労前の場合も「就労予定」として事業主の証明をお願いします。 3.　就労時間の目安は１ヶ月４８時間以上です。 4.　「勤務時間」「仕事の内容」など記入漏れのないように注意してください。 5.　社印又は代表者印の押印は不要です。 6.　自営業、農林漁業などの方は業務内容や就労状況が分かるもの（開業届、確定申告書類）を添付してください。 **※　19 保護者記載欄は保護者の方が忘れずにご記入ください。**
2	求 職 活 動	**●雇用保険受給資格者証もしくはハローワークカードの写し（父母）**
3	介 護 ・ 看 護	**●介護状況申告書（父母）** 1.　「病名又は障がい名（等級）」「福祉サービスの利用状況」など記入漏れのないように注意してください。 2.　介護を受ける人（被介護者）が、老人福祉施設等に入所している場合は該当しません。（ショートステイの場合は該当） 3.　被介護者が満６５歳未満で、要介護認定を受けていないときまたは手帳等を所持していないときは、介護状況申告書のほかに医師の診断書が必要です。（手帳等所持者は写しを添付してください） 4.　民生・児童委員（主任児童委員）の証明が必要です。
4	病気・障がい	**●診断書（父母）** 1.　所定の用紙（各施設にあります）に医師等の記入を受けた後に提出してください。 2.　有料となる場合があります。詳細は各医療機関等へお問い合わせください。 **●手帳等の写し（父母、同居世帯全員分）** 1.　次の①から⑤を所持する方は、提出をお願いします。 ①身体障害者手帳、②療育手帳、③精神障害者保健福祉手帳、④特別児童扶養手当受給者証、⑤障害基礎年金証書（手帳等の氏名、認定（交付）年月日、等級などが記入された部分の写しを提出してください。）
5	就　　学	**●在学証明書等（父母）** 1.　学校、専門学校、職業訓練校などに在籍している場合
6	育 児 休 業	**●事業主の発行する辞令書などの写し等（父母）**
7	妊 娠 ・ 出 産	**●母子手帳の写し（氏名・分娩予定日が記載されている部分）（母）**

【８】利用者負担額（保育料）

【軽減について】

当市では、子育て世帯の負担軽減のため、保育所（園）、認定こども園に入所した場合の保育料について、令和９年４月から全年齢を完全無償化します。

※保育料完全無償化の対象は、陸前高田市に住所のある児童のみ。

【利用者負担額の算定について】

無償化する前の保育料を算定する必要があるため、対象となる方は以下について提出をお願いします。

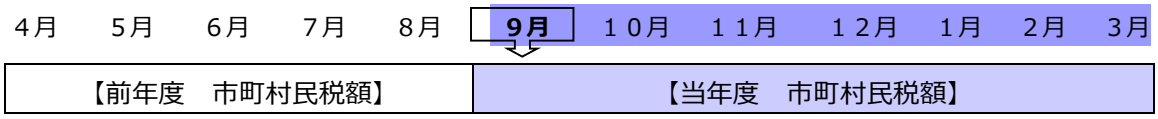
・障害者手帳等（①～⑤）の写し（手帳等を所持している同居世帯員全員分）

①身体障害者手帳、②療育手帳、③精神障害者保健福祉手帳、④特別児童扶養手当受給者証、⑤障害基礎年金証書
（手帳等の氏名、認定（交付）年月日、等級などが記入された部分の写しを提出してください。）

・個人番号（マイナンバー）申告書（新規入所、未提出者）
令和８年１月１日現在、市外に住民票がある人は市区町村民税課税証明書を求める場合があります。

・市民税が未申告の場合は、正しく算定ができませんので、収入がない人であっても、原則市民税の申告は必要です。

利用者負担額は保護者が負担している市区町村民税額をもとに毎年算定されることになり、切り替え時期は毎年９月となります。（8 月以前は前年度分、９月以降は当年度分の市区町村民税額により算定されます。）



【実費の徴収について】

幼児教育・保育の無償化開始後も、実費負担分（父母会等の行事費、3 歳以上児の副食（おかず、おやつ）費、送迎費等）は保護者負担とされています。

なお、陸前高田市内に住所を有する児童の**副食費は**、市が負担することとし、**保護者負担は生じません。**（他市から入所する３歳以上児の副食費は、月額５，１００円を徴収する場合があります。）

【９】保育内容

１　高田保育所幼稚園部門（１号認定）

①　**【保育時間】**

保育時間　午前８時３０分から午後０時３０分まで

※必要のある場合には「一時預かり」として午後も保育を実施しております。別途申込みが必要となりますので、詳しくは入所・園説明会でご確認ください。

②　**【給食】**

完全給食（主食（ごはん等）＋副食（おかず））です。ただし、主食の費用は保護者負担となります。

③　**【１日の流れ】**（時間は目安です）

幼稚園部門の１日	
8:30～9:00	登所
9:00	主活動
11:00	給食
12:00	自由遊び、片付け、歯磨き
12:30	降所準備、順次降所



２　保育所・園（２・３号認定）

①　**【保育時間】**

保育時間　午前８時３０分から午後４時３０分まで

※「保育標準時間」と「保育短時間」で利用可能な時間が異なります（詳細は P.1【2】）。

※上記時間の前後で早朝・夕方保育を実施しております。必要のある場合は、別途申込みが必要な場合がありますので、詳しくは各施設で行う入所・園説明会で確認ください。

※「保育短時間認定」の児童が利用時間を超えて利用する場合は別途延長保育料がかかります。
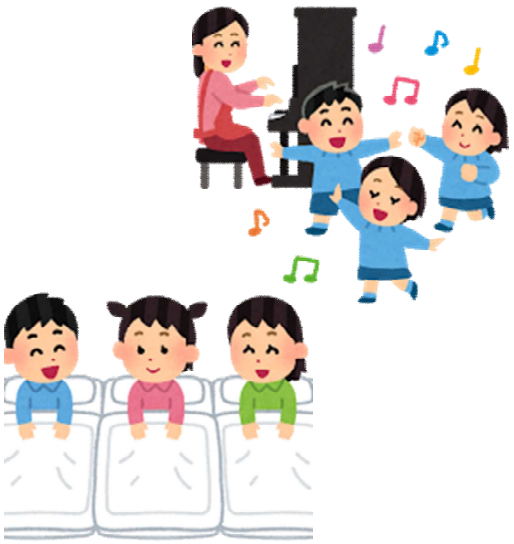
※「保育短時間」に認定された方で、お仕事の都合等で送迎が間に合わない等の理由がある場合に「保育標準時間」への変更が可能です。希望される方は子ども未来課までご相談ください。

②　**【給食】**

完全給食（主食＋副食）です。ただし、３歳以上児の主食費用は保護者負担となります。

③　**【１日の流れ】**（時間は目安です）

保育所・園の１日（施設により異なります）	
8:30～9:00	登所（登園）・自由遊び
9:00	主活動（３歳未満児はおやつ）
11:00	給食
13:00	お昼寝
15:00	おやつ
15:30	遊び（おかえり準備）
16:00～16:30	降所（降園）



【１０】保護者の方にお願いしたいこと

児童の状況により入所の前や入所中に次のことをお願いする場合があります。

①　【障がい児保育】

障がいを持つ児童であって集団保育が可能な児童を対象に障がい児保育を実施しています。ただし、保育所は「療育の場所」ではないため、障がいに対する専門的な訓練や治療を行うことはできません。

なお、入所を希望する場合、主治医等(小児科医、理学療法士、児童相談員など)から「保育所入所にあたっての指示書または意見書」を提出していただきますので、詳しくはお問い合わせください。

②　【食物アレルギー】

児童が食物アレルギーの場合は、集団給食の範囲内で、主治医の指示の下、保護者と連携をとりながら、「アレルギー対応食」を提供します。この場合、主治医による「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」が必要になります。

また、症状により、「おやつ」「おかず」などを保護者側で用意していただく場合もありますので、公立施設は子ども未来課、公立以外の施設は各保育園にお問い合わせください。

※「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」は有料の場合があります。
金額については各医療機関等にお問い合わせください。



③　【ならし保育】

新規入所の児童の場合、入所当初から１週間程度（個人差があります）は集団活動への適応などを目的として、少しずつ保育時間を延ばす「ならし保育」を実施しておりますので、お昼頃を目途にお迎えをお願いします。詳しくは各施設で行う入所説明会でご確認ください。

また、育児休業からの復職のため保育所に入所する場合、復職する日の前月からの入所が可能となっております。なお、施設の状況等により、希望に添えない場合がありますので申込みの際にご相談ください。

④　【感染症について】

入所児童、保護者またはその同居人が感染症になった場合は、保育の実施を解除または保育の停止を行う場合があります。

つきましては、入所児童が感染症になった場合は、医師と登所（登園）が可能かどうかご相談の上、医師の指示に従ってください。

なお、入所児童の健康維持のため、上記措置をとらずに保護者の協力を得ながら、自主的に数日間休んでいただく場合もありますので、趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。

代表的な感染症	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふく風邪）、風疹（三日はしか）、水痘（水ぼうそう）、リンゴ病（伝染性紅斑）、手足口病、流行性角膜炎（はやり目）、胃腸炎、溶連菌感染症など

【１１】多様な保育サービス

①【一時預かり事業】

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳幼児を保育施設等において一時的に預かる事業で、幼稚園型と一般型をおこなっています。

＜幼稚園型＞



○対象児童

高田保育所幼稚園部門在籍児童

○利用可能時間

12：30～16：30

○利用料金

・【13】の施設等利用給付認定を受けた児童…０円

・施設等利用給付認定を受けていない児童

２時間までの延長利用…１時間当たり２００円

２～４時間の延長利用…１日当たり８６０円

○実施施設

高田保育所



＜一般型＞

○対象児童

生後６か月以上～５歳児

○利用上限

14 日間/月

○利用料金

・生活保護世帯、非課税世帯に属する児童及び【13】の施設等利用給付認定を受けた児童…0 円

・施設等利用給付認定を受けていない３歳以上児…日額１,６００円（４時間以内の場合は８６０円）

※別途副食費１日あたり２００円を徴収する場合があります。

・３歳未満児　日額１,８００円（4 時間以内の場合は８６０円）

○実施施設

市内保育施設（保育園ゆいま～る たかたを除く）

注意事項

・利用希望の場合は希望施設に直接申し込んでください。

※無償化に該当するかの確認は、子ども未来課までお問い合わせ願います。

・日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は利用できません。

・定員や行事の関係により、ご希望に添えない場合がありますので、必ず事前に施設へお問い合わせください。

②【延長保育事業】

保護者の送迎への対応のため、以下の施設は開所時間を３０分延長して保育をおこなっています。

○実施施設　　広田保育園、米崎保育園、横田保育園、竹駒保育園

○開所時間　　7：15～18：45 または 7：30～19：00　（詳しくは P.18 をご覧ください）

③【病後児保育事業】

病後児保育は、病気やケガの回復期にあり集団保育等が困難な児童について一時的に保育をおこなうものです。

○対象児童

市内在住または保護者が市内在勤で、生後６か月から小学校の第３学年までのお子さん

○開所日時

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）８：00～17：00

○定員

３名/日

○利用料金

小学校就学前児童…日額１,０００円

小学生…日額２,０００円



○実施施設

気仙保育所　病後児保育室

○利用の仕方

⑴　利用者事前登録

利用するにあたって、事前登録が必要となります。気仙保育所病後児保育室または市役所子ども未来課に「利用登録申請書」を提出してください。登録や利用の際に必要となる書類は、市役所子ども未来課または市内の保育所・園で配布しています。陸前高田市ホームページからもダウンロードできます。

⑵　利用予約

原則、利用の前日までに、気仙保育所病後児保育室に電話で空き状況を確認し、**仮予約**をおこなってください。

⑶　医師の診察

医療機関を受診し、「診療情報提供書」を持参の上、医師に記載してもらいます。医療機関によっては、「診療情報提供書」の記載について、時間のかかる場合があるので、医療機関に事前にお問い合わせください。

⑷　利用申請

気仙保育所病後児保育室に「利用申請書」「同意書」「診療情報提供書」を提出してください。その他書類が必要になる場合もあります。

⑸　利用

提出書類とお子さんの状態を確認し、病後児保育室での受け入れが可能な場合に利用出来ます。

⑹　料金の支払い

子ども未来課から利用料の納入通知書を郵送しますので、指定金融機関窓口でのお支払いをお願いします。

注意事項

・病後児保育を利用できるのは、病気の回復期の場合です。症状が重い場合や、これから悪くなりそうな場合は利用できません。

【１２】児童の傷害保険への加入について

入所児童は全員傷害保険に加入し、保険料の一部をご負担いただいております。

加入すると児童が施設の管理下において、万一負傷した場合に保険金が給付されます。給付される額は、医療費の３０％です。ただし、免責条件がありますので詳細については子ども未来課までお問い合わせください。

【１３】無償化となる保育サービス（施設等利用給付認定）

① 概要

幼児教育・保育の無償化の開始により、以下のサービスの利用についても無償化の対象となりました。

⑴ 一時預かり事業（幼稚園・こども園の幼稚園部門で実施する預かり保育（午後の保育）を含む）

⑵ 認可外保育施設

⑶ 病後児保育事業

② 対象者及び無償化の範囲

無償化の対象となるには【７】の「保育を必要とする事由の証明書類」が必要となります。

※ すでに保育所（園）に入所している児童は、こども園の幼稚園部門に在籍する児童を除き、上記サービスを利用しても無償化の対象とはなりません。

⑴ 「保育を必要とする事由」が認められる３歳以上児……月額 4.03 万円まで

⑵ 「保育を必要とする事由」が認められる非課税世帯の３歳未満児…… 月額 4.57 万円まで

※ 幼稚園又はこども園の幼稚園部門に在籍している場合、預かり保育の上限額は月額 1.23 万円です。

※ 上限額を超えた利用があった場合、超過分は保護者負担となります。

③ 申請

上記サービスの無償化の対象となるには、申請が必要になります。申請は児童の居住地の市区町村に提出することとなっていますので、子ども未来課に以下の書類を提出してください。

⑴ 教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）申請書 ⑵ 保育を必要とする事由の証明書類

⑶ 個人情報同意書 ⑷ 個人番号（マイナンバー）申告書 ⑸ その他必要書類

④ 認定

申請のあった児童は、以下の類型（太枠内）の認定（施設等利用給付認定）を受けることとなります。認定を申請しない又は認められない場合は、上記サービスの利用料は保護者負担となります。

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">認可保育所・認定こども園（保育）</th><th colspan="2">認定こども園（教育）</th><th rowspan="2">一時預かり事業等</th></tr>
<tr><th>教育</th><th>預かり保育</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３歳児～５歳児</td><td rowspan="2">教育・保育給付
認定２号</td><td rowspan="2">教育・保育給付
認定１号</td><td>教育・保育給付
認定２号</td><td rowspan="2">施設等利用給付
認定２号</td></tr>
<tr><td>施設等利用給付
認定２号</td></tr>
<tr><td>０歳児～２歳児
（非課税世帯）</td><td>教育・保育給付
認定３号</td><td></td><td></td><td>施設等利用給付
認定３号</td></tr>
</table>

【１４】子育て支援事業について

市内には保育所の他に保護者と児童が利用する施設・事業として子育て支援センターやシルバー人材センターの子育て支援事業があり、それぞれ次のような事業を行っています。



・　『陸前高田市地域子育て支援センター』

①　事業内容　　育児不安などについての相談指導、子育て支援に関する講習など

②　実施施設　　『あゆっこ』　電話：55-6261（気仙保育所内）

『にこにこ』　電話：56-4600（広田保育園内）

『たかた』　　電話：54-4830 (高田保育所内)

③　利 用 料　　なし（ただし、保険料やイベント参加費などが必要となる場合があります。）

※陸前高田市の HP にパンフレット・おたよりなどが掲載されていますのでご覧ください。

・　『おやこの広場　きらりんきっず』

①　事業内容　　利用者同士の子育て情報交換、スタッフによる相談など

②　連絡先等　　住所：陸前高田市高田町字並杉 300 番地 1

電話：47-3908



③　実施団体　　「特定非営利活動法人　きらりんきっず」

④　利 用 料　　なし（ただし、保険料やイベント参加費などが必要となる場合があります。）

・　『子育て応援ヘルパー』

①　事業内容　　託児、家事、保育所・放課後児童クラブ等の送迎など

②　連絡先等　　住所：高田町字中田６２番地１

電話：54-4888

③　実施団体　　陸前高田市シルバー人材センター

④　利 用 料　　未就学児は無料で１０時間の利用が可能です

※初めて利用される方は利用登録が必要です。登録はこちらから　⇒

【１５】市内民間事業者について

・　『キッズパーク　佐藤朔楽』

①　事業内容　　ベビーシッター・家事代行サービス

②　連 絡 先　　LINE Instagram の DM

③　事 業 主　　佐藤朔楽（さとうさくら）

（陸前高田市出身、保育施設経験７年、保有資格：保育士、幼稚園教諭２種免許）

④　利 用 料　　あり（詳細はお問い合わせください）

【１６】 施設紹介　　※記載の行事は主な行事です。変更する場合があります。

小友保育所	公立	定員 60 名	小友町字柳沢前 114 番地	電話　56-2800

保育目標

・　心身ともに健康で明るい子ども
・　友達と楽しく遊び、思いやりのある子ども
・　自然と親しみ、生命を大切にする子ども
・　よく聞き、よく考え、行動する子ども
・　のびのびと表現し、心豊かな子ども



主な年間行事

4 月	入所式、保育参観	10 月	秋祭り「にこにこまつり」
5 月	こども赤十字登録式、運動会	11 月	焼きいも大会、生活発表会
6 月	クッキング、親子遠足	12 月	クリスマス会
7 月	七夕集会	1 月	みずき団子づくり、保育参観・懇談会
8 月	スイカ割り大会、クッキング	2 月	豆まき会、クッキング
9 月	敬老会（権現舞披露） 祖父母参観	3 月	ひな祭り、修了式

その他事業

☆ 地域交流：上の坊権現舞の伝承（行事、小友地区敬老会で発表）
「東部デイサービスセンター」「グループホーム箱根山」
「小規模多機能ホーム小百合」訪問
運動会、秋祭り等で祖父母や地域の方々とのふれあい
☆ 青少年赤十字活動の実施・異年齢グループ活動の実施
☆ 一時預かり事業を実施
☆ 所庭開放（毎週土曜日 9：00～16：00）
☆ 施設ＨＰ：　https://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/ soshiki/kodomomiraika/kosodateshiengakari/2/1/2/6932.html

入所年齢について：生後８カ月から

高田保育所	公立	定員 141 名 保育所部門 101 名 幼稚園部門 40 名	高田町字中和野３６番地２	電話　54-3157

保育目標

・　生命を大切にする子ども
・　健康で明るい子ども
・　自分で考え、判断し、行動する子ども
・　心豊かな子ども



主な年間行事

4 月	入所式	10 月	運動会、保育懇談会
5 月	遠足	11 月	七五三参り
6 月	クッキング、保育参観	12 月	生活発表会、クリスマス会
7 月	七夕集会、夏祭り「ぴかぴかまつり」	1 月	みずき団子づくり
8 月	スイカ割り大会、クッキング	2 月	豆まき会、クッキング
9 月	祖父母参観	3 月	ひな祭り、修了式

その他事業

☆ 保育所部門と幼稚園部門が備わった認定こども園です。
☆ 一時預かり事業を実施
☆ 以上児は、計画的に異年齢グループ活動を実施
☆ 地域子育て支援センター「たかた」併設（専用電話 54-4830）
☆ 施設ＨＰ：　https://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/soshiki/kodomomiraika/kosodateshiengakari/2/1/2/6922.html

入所年齢について：保育所部門/生後６カ月から　幼稚園部門/３歳児から

気仙保育所	公立	定員７０名	気仙町字三本松１００番地	電話　55-2137

保育目標

・　健康で明るい子ども
・　自主的行動のできる子ども
・　協調性のある子ども
・　創造性のある子ども
・　言葉で表現できる子ども



主な年間行事

４月	入所式、交通安全教室	１０月	保育懇談会
５月	こども赤十字登録式、親子遠足	１１月	焼きいも会、生活発表会
６月	クッキング、保育参観	１２月	クリスマス会
７月	夏祭り	１月	みずき団子づくり
８月	すいか割り大会、けんか七夕参加	２月	豆まき会、クッキング
９月	祖父母参観、運動会	３月	ひな祭り、修了式

その他事業

☆ 地域活動として「けんか七夕太鼓」の伝承や地域の方との交流事業を実施
☆ 青少年赤十字活動の実施
☆ 一時預かり事業を実施
☆ 病後児保育事業を実施
☆ 地域子育て支援センター「あゆっこ」併設（専用電話 55-6261）
☆ 施設ＨＰ：　https://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/soshiki/kodomomiraika/kosodateshiengakari/2/1/2/6931.html

入所年齢について：生後６カ月から

広田保育園	法人立	定員 55 名	広田町字大久保 25 番地	電話　56-3000

保育目標

・　心身ともに健康なこども
・　情緒豊かなこども
・　友達と仲良く遊べるこども
・　命を大切にするこども



主な年間行事

４月	入園式、お誕生会（毎月）	１０月	遠足、芋ほり
５月	こいのぼり運動会	１１月	生活発表会
６月	親子遠足	１２月	年長参観、クリスマス会
７月	七夕まつり、保育参観	１月	祖父母参観
８月	夕涼み会、プール遊び、クッキング	２月	節分・豆まき会、クッキング
９月	運動会	３月	ひな祭り、お別れ会、卒園式

その他事業

☆ 地域交流：敬老会慰問、郷土芸能七福神に取り組んでいます。
☆ 未入園児・卒園児・高齢者などとの世代間交流事業
☆ 一時預かり事業を実施
☆ 延長保育事業を実施
☆ 園庭開放（毎週土曜日９：００～１２：００）
☆ 地域子育て支援センター「にこにこ」併設（専用電話 56-4600）
☆ 施設ＨＰ：　https://3riku.jp/rikutaka_hoiku/hirota/index.php

入園年齢について：生後６カ月から

米崎保育園	法人立	定員 70 名	米崎町字川内 140 番地 1	電話　55-3047

保育目標

・　正しい言葉（知的な面の正常な発達）
・　丈夫な体（身体の健全な発達）
・　思いやりのある心（情緒の健全な発達）
・　楽しい遊び（社会性の育成）



主な年間行事

4 月　入園式、お誕生会（毎月）	10 月　芋ほり、遠足、焼きいも会
5 月　こいのぼり運動会	11 月　七五三参り、生活発表会
6 月　保育参観、さつま芋植え	12 月　クッキング、クリスマス会
7 月　七夕まつり、夕涼み会	1 月　相撲大会、祖父母参観
8 月　プール遊び、クッキング	2 月　豆まき会、お別れ遠足（年長児）
9 月　運動会	3 月　ひな祭り、お別れ会、卒園式

その他事業

☆ 地域交流：郷土芸能「ガガニコ」に取り組んでいます
☆ 高齢者との世代間交流事業を行っています（デイサービス すずらん）
☆ 一時預かり事業を実施
☆ 延長保育事業を実施
☆ 園庭開放（毎週土曜日９：００～１２：００）
☆ 施設ＨＰ：　https://3riku.jp/rikutaka_hoiku/yonesaki/index.php

入園年齢について：生後６カ月から

横田保育園	法人立	定員 25 名	横田町字黄金山 44 番地	電話　59-2023

保育目標

・　健康で明るく素直なこどもに。
・　社会性があり情操豊かなこどもに。
・　創造性をもちものごとに興味や関心をもつこどもに。
・　日常生活に必要な言葉を正しく身につけるこどもに。



主な年間行事

4 月　入園式	10 月　焼き芋会
5 月　こいのぼり運動会	11 月　七五三参り、生活発表会
6 月　親子遠足	12 月　クリスマス会
7 月　七夕会、保育参観、夕涼み会	1 月　祖父母参観
8 月　プール遊び、クッキング	2 月　豆まき会
9 月　運動会、敬老会参加	3 月　ひな祭り、お別れ会、卒園式

その他事業

☆ 未入園児・卒園児・地域の高齢者などとの世代間交流事業（夕涼み会、運動会等）
☆ 異年齢児交流事業：中学生の体験保育
☆ 一時預かり事業を実施
☆ 延長保育事業を実施
☆ 園庭開放（毎週土曜日９：００～１２：００）
☆ 施設ＨＰ：　https://3riku.jp/rikutaka_hoiku/yokota/index.php

入園年齢について　生後６カ月から

竹駒保育園	法人立	定員 40 名	竹駒町字館 13 番地 1	電話　55-4345

保育目標

・　元気で仲よく遊ぶ子ども
・　心のやさしい子ども
・　自分のことは自分でする子ども
・　がまんできる子ども



主な年間行事

4 月　入園式、お誕生会（毎月）	10 月　親子遠足、ぞう組参観日
5 月　こいのぼり運動会	11 月　発表会、七五三参り
6 月　保育参観	12 月　クリスマス会、玉山デイ交流
7 月　七夕会、夕涼み会	1 月　すもう大会、祖父母参観
8 月　プールあそび、クッキング	2 月　豆まき会、お別れ遠足（年長児）
9 月　運動会、敬老会参加	3 月　ひな祭り、お別れ会、卒園式

その他事業

☆ 地域交流：未入園児・卒園児・高齢者などとの世代間交流事業、運動会、夕涼み会等
☆ 高齢者との交流活動（敬老会、玉山デイとの交流）
☆ 異年齢交流事業：中学生の体験保育
☆ 一時預かり事業を実施　　☆延長保育事業を実施
☆ 園庭開放（毎週土曜日９：００～１２：００）
☆ 施設ＨＰ：　https://3riku.jp/rikutaka_hoiku/takekoma/index.php

入園年齢について：生後６カ月から

下矢作保育園	法人立	定員２０名	矢作町字諏訪 44 番地	電話　55-2523

保育目標

・　やさしくて思いやりのある子ども
・　元気であそぶたくましい子ども
・　自分のことは自分でできる子ども



主な年間行事

4 月　入園式、お花見会	10 月　親子遠足、芋ほり、焼きいも会
5 月　こいのぼり運動会	11 月　七五三参り、生活発表会
6 月　遠足、保育参観	12 月　クリスマス会
7 月　七夕まつり、夕涼み会	1 月　祖父母参観、相撲大会
8 月　プール遊び、クッキング	2 月　豆まき会
9 月　運動会、敬老会	3 月　ひな祭り、ありがとうの会、卒園式

その他事業

☆ 高齢者との交流活動（老人クラブとの交流年６回）、敬老会慰問
☆ 世代間交流事業：運動会、夕涼み会、１年生との交流
☆ 一時預かり事業を実施
☆ 園庭開放（毎週土曜日９：００～１２：００）
☆ 施設ＨＰ：　https://3riku.jp/rikutaka_hoiku/shimoyahagi/index.php

入園年齢について　生後６カ月から

保育園ゆいま～る　たかた （休園中）	私立	定員５名	高田町字鳴石４０番地５	電話　47-3244

保育の目的・方針

～すべては子どものために～

・　子どもの最善の利益を尊重し、保護者の子育てに寄り添い、子育てが楽しくできるように援助していく。
・　地域の多様なニーズに応え、安心して子育て、子育ちができる環境を整える。

主な年間行事

４月　入園式	１月　お正月遊び
５月　子どもの日	２月　豆まき会
７月　七夕会	３月　ひな祭り会
10 月　ハロウィンパーティー	卒園・修了式
12 月　クリスマス会	※その他　季節に応じ行事を設定予定。 食育活動に関しても多数設定予定。

その他事業

☆ 一 関 市：　保育園ゆいま～る・保育園ゆいま～る第２園
☆ 一 関 市：　ゆいま～るキッチン（子ども食堂）
☆ 奥 州 市：　保育園ゆいま～る第３園
☆ 施設ＨＰ：　https://www.hoikuen-yuimar.com

入所年齢について：　原則生後６カ月～２歳児（※在籍児兄弟姉妹児については要相談）

開 所 時 間 一 覧

施　設　名	保育標準時間（保育短時間） 土曜日開所時間（原則保育時間）	延長保育（平日に限る）
小 友 保 育 所	７：３０～１８：３０（左記のうち８時間以内） ７：３０～１６：３０（８：３０～１２：００）	―
高 田 保 育 所 保育所部門（上） 幼稚園部門（下）	７：３０～１８：３０（左記のうち８時間以内） ７：３０～１６：３０（８：３０～１２：００）	―
	８：３０～１２：３０	―
気 仙 保 育 所	７：３０～１８：３０（左記のうち８時間以内） ７：３０～１６：３０（８：３０～１２：００）	―
広 田 保 育 園	７：１５～１８：１５（左記のうち８時間以内） ７：１５～１７：１５（８：３０～１２：００）	18:45 まで
米 崎 保 育 園	７：１５～１８：１５（左記のうち８時間以内） ７：１５～１７：１５（８：３０～１２：００）	18:45 まで
横 田 保 育 園	７：３０～１８：３０（左記のうち８時間以内） ７：３０～１７：１５（８：３０～１２：００）	19:00 まで
下 矢 作 保 育 園	７：３０～１８：３０（左記のうち８時間以内） ７：３０～１６：３０（８：３０～１２：００）	―
竹 駒 保 育 園	７：１５～１８：１５（左記のうち８時間以内） ７：１５～１７：１５（８：３０～１２：００）	18:45 まで
ゆいま～る　たかた （ 休 園 中 ）	８：００～１８：００（左記のうち８時間以内） ８：００～１８：００（８：３０～１６：３０）	―

※各施設の保育時間は原則８：３０～１６：３０です。
※保護者の勤務の状況などにより早朝・夕方保育を実施しています。利用には、通勤時間を含めた勤務の状況を確認するための届出が必要です。詳しくは各施設へお問い合わせください。



施設の円滑な運営について（お願い）



お子さんの健やかな成長を願って職員一同保育にあたっております。
施設を円滑に運営していくためには、保護者の方々のご理解とご協力が必要不可欠です。特に、次の点についてはご配慮をお願いします。

1. 保育時間

「早朝保育」、「夕方保育」などの利用を希望される人は、通勤時間を含めた勤務の状況を確認するための届出が必要です。詳しくは各施設へお問い合わせください。

2. 欠席などの連絡

欠席の連絡は、当日の午前９時までに各施設へご連絡ください。

3. 児童の送迎について

① 施設では児童の送迎を行いません。
② 保護者以外の人の送迎の場合は、事前にその旨を施設へご連絡ください。事前に連絡がなく、他の人が迎えに来られた場合は、安全面からお子さんをその人には引き渡しかねます。
③ 迎えの時間が遅れるときは、必ず施設にご連絡ください。
④ 送迎の時は、事故が起きないよう、特に道路や駐車場ではお子さんから離れず、交通安全に十分注意してください。
⑤ 登所（園）の際は、施設の門や庭でお子さんと別れずに、必ず保育室まで送迎し、お子さんの健康状態等を保育士と情報交換してください。

4. 登所前に具合が悪いとき

お子さんに発熱がある、具合が悪い、感染症の疾患にかかった可能性がある場合は、命にかかわりますので、無理に預けず、ご家庭での保育をお願いします。「少々具合が悪くても大丈夫」などと安易に判断せず、医師の指示に従って、休ませるなどの対応をしてください。

5．保育中に発熱したときなど

お子さんが保育中に発熱するなど具合が悪くなったときは「緊急連絡カード」により保護者へ連絡し、お子さんを迎えに来ていただき、医師の診察を受けるなどの措置をとっていただきます。

6．くすりについて

施設でくすり等を服用する場合は、家庭と施設の間で、くすり等の管理や使用方法などを正確に連絡する必要があります。内服薬、外用薬などの服用・使用状況については、送迎時に施設に申し出てください。

7．苦情申出窓口

保育内容や施設設備等で改善してもらいたい点などがありましたら、各保育所（園）に苦情申出窓口を設置しておりますので、ご遠慮なくお申し出ください。苦情受付後、担当者や第三者委員により苦情内容を調査し、解決・改善を図ってまいります。

入所申込みについて ご留意して いただきたいこと



保育所入所・園に当たって特にご留意いただきたい内容を抜き出しましたので、申込み前にもう一度ご確認ください。

1. 令和９年度途中（５月以降）に入所を希望する場合も申込みをしてください。
   （クラス編成・効率的な職員配置のため）

2. 入所申込者が各施設の定員を超えるときは、申込み順ではなく、**仕事の状況、世帯の状況などを総合的に勘案し、施設に入所する必要性の高い児童を優先**して入所承諾します。

3. 施設の受入能力（保育室の広さ、配置されている保育士数）により、希望する施設へ入所できない場合があります。
   国の基準による保育士の配置数は、０歳児３対１、１・２歳児６対１、３歳児１５対１、４歳以上児２５対１です。ただし、施設の入所児童数及び年齢構成により増減があります。

4. 入所申込書類に不備がある場合、または入所承諾後に保育を必要とする事由に該当しないと認められた場合には、直ちに保育の実施を解除します。

5. 同居の親族の人が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

6. 他の市町村の施設へ入所を申し込むこともできます。（広域入所）
   ただし、入所希望施設の市町村と協議を行うため時間を要します。**申込期間に関わらず早めのご相談**をお願いします。

7. 他の市町村から転入後に入所を申し込むときは、市区町村民税の課税資料（所得課税証明書等）が必要になる場合がありますので、事前に子ども未来課までお問い合わせください。

8. **申請内容に変更（保護者の婚姻・離婚、就労状況等）**があった際は、必ず変更申請書兼変更届を提出してください。

9. 虚偽の申請や必要な届出をしなかった場合は、確認のため聞き取りを行い、必要な対処をします。